

国交省 基本方針（案） 目次構成

| 基本方針（案） |   |                                                                                  |
|---------|---|----------------------------------------------------------------------------------|
| 一       |   | マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項                                                        |
| 二       |   | マンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項                                                      |
| 三       |   | 管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に関する基本的な方針（マンション管理適正化指針）に関する事項                             |
| 四       |   | マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項 |
| 五       |   | マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項                                              |
| 六       |   | マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項                                                      |
|         | 1 | 地方公共団体の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標                                                 |
|         | 2 | 地方公共団体の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために当該地方公共団体が講ずる措置に関する事項                            |
|         | 3 | 地方公共団体の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項                                      |
|         | 4 | 地方公共団体の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項                                    |
|         | 5 | マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項                                                  |
|         | 6 | 計画期間                                                                             |
|         | 7 | その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項                                                       |
| 七       |   | その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項                                                       |



福岡市マンション管理適正化推進計画（案） 目次構成

| 基本方針 | 福岡市マンション管理適正化推進計画 項目 |                                                                                      |
|------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                      | 1. 計画の目的と位置づけ                                                                        |
|      |                      | 1－1. 計画策定の目的                                                                         |
|      |                      | 1－2. 計画の位置づけ                                                                         |
|      | 六-6                  | 1－3. 計画期間                                                                            |
|      |                      | 2. マンションの管理を取り巻く現状と課題                                                                |
|      |                      | 2－1. 福岡市の住生活に関する現状                                                                   |
|      |                      | 2－2. 福岡市のマンション管理に関する現状                                                               |
|      |                      | 2－3. マンション管理に関する課題                                                                   |
|      |                      | 3. マンションの管理の適正化の推進に関する基本理念                                                           |
| 一    |                      | 4. マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項                                                         |
| 四    |                      | 5. マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項  |
| 二    | 六-1                  | 6. マンションの管理の適正化に関する目標                                                                |
|      |                      | 6－1. 基本目標                                                                            |
|      |                      | 6－2. 指標・目標値                                                                          |
|      | 六-2                  | 7. マンションの管理の状況を把握するために講じる措置に関する事項                                                    |
|      | 六-3                  | 8. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項                                                     |
|      |                      | 8－1. 施策体系                                                                            |
|      |                      | 8－2. 基本施策<br>基本施策1 管理組合による自主的かつ適正なマンション管理の促進<br>基本施策2 安全・安心・快適な住生活を支える良質なストック・住環境の形成 |
| 三    | 六-4                  | 9. マンション管理適正化指針に関する事項                                                                |
|      |                      | 9－1. 管理組合によるマンション管理適正化の基本的方向                                                         |
|      |                      | 9－2. 管理組合が留意すべき事項                                                                    |
|      |                      | 9－3. 区分所有者等が留意すべき事項                                                                  |
|      |                      | 9－4. 管理委託に関する事項                                                                      |
| 五    | 六-5                  | 10. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項                                                  |
| 七    | 六-7                  | 11. その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項                                                       |